

令和6年6月定例会月議会提出条例のあらまし

- 議案第54号 大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、条文中の文言を整理します。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第55号 大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 家庭的保育事業所等の職員の配置基準について、満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人以上をおおむね15人につき1人以上に、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人以上をおおむね25人につき1人以上に改めます。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第56号 大東市附属機関条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 大東市地域密着型サービス等の運営に関する委員会の担任する事務を追加します。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。